

社会福祉法人神戸福生会
介護予防支援事業所
池田宮川あんしんすこやかセンター運営規程

第 1 章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸福生会が開設する池田宮川あんしんすこやかセンター（以下「事業所」という）が行う介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要支援者等及びその家族の希望等を勘案し、介護予防の本旨に沿った適切な介護予防支援計画書の作成をはじめ、一連の介護予防ケアマネジメントを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の尊厳や人権を守り、その有する能力を活用し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、生活全般にわたる支援を行う。
2. 介護予防ケアマネジメントに際しては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、介護予防の観点に照らして適切なサービスが、インフォーマルサービスをはじめ、多様な提供者から、継続的かつ包括的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業の実施に当たっては、医療従事者、地域の見守り関係者、ボランティア団体等、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者等との多職種間の連携に努める。
 5. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 6. 上記の他「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 池田宮川あんしんすこやかセンター
- (2) 所在地 神戸市長田区宮丘町1丁目3-11

第 2 章 職員および職務分掌

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1)管理者：1名（兼務）

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

- (2)介護予防支援業務従事者：7名

介護予防支援業務従事者は、要支援者等からの相談に応じ、及び要支援者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、自立した生活を続けるために必要なサービスを適切に利用

できるよう、介護予防計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう地域のインフォーマルサービスの提供者、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

第3章 営業日および営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1)営業日：通常月曜日から土曜日とする。(日曜日、12月31日～1月3日を除く祝祭日も含む)
営業時間：午前9時～午後6時までとする。(通常業務以外の時間帯・12月31日～1月3日は転送電話にて対応する。)

第4章 事業の実施地域

(通常の事業の実施範囲)

第6条 通常の事業の実施地域は、神戸市長田区の以下の区域とする。

林山町、長田町5～9丁目、宮川町、西山町、池田宮町、池田惣町、宮丘町、高取山町1丁目
上池田、池田谷町、池田広町、池田寺町、池田経町、池田塩町、池田上町、蓮宮通、大塚町5～9丁目

第5章 指定介護予防支援の提供方法、内容および利用料

(指定介護予防支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第7条 介護予防支援事業の内容は次の通りとし、指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1)利用者の相談を受ける場所：本事業所においては相談室

(2)使用する課題分析票の種類：「基本チェックリスト」

「生活状況を把握するためのアセスメントシート」

(3)サービス担当者会議の開催場所：本事業所においては相談室または会議室

(4)介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として3ヶ月に2回程度。

2. 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3. 交通費について第6条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。
道路交通料、駐車料、タクシーを利用した場合の料金等の実費、ガソリン代1kmあたり15円で算定した額。

4. サービス提供実施記録コピー等代金

サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等（1枚あたり）の額を徴収する。

5. 利用者の責めに帰すべき事由により、本契約を解約せざるを得ない場合については適切な額の解約料を徴収する。

6. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

7. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して

説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

3 指定介護予防支援の提供に関する問い合わせ又は利用申込は、本人またはその家族、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等からの電話、文書及び事業所への来所により受け付けるものとする。

(提供拒否の禁止)

第9条 正当な理由なく介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供が不適切である場合の対応)

第10条 事業の実施地域によって、自ら指定介護予防支援を提供することが適切でないと認めた場合は、利用申込者の同意を得て、当該圏域を管轄する地域包括支援センターに照会する等、必要な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証(資格者証を含む)によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

(身分を証する書類の携行)

第12条 介護支援専門員は、指定介護予防支援事業に従事する際には必ず「神戸市指定介護予防支援業務従事者証」を携行し、初回訪問時および利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(指定介護予防支援の内容及び利用料等)

第13条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 介護予防支援費、初回加算 委託連携加算

(2) 交通費

2 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して指定介護予防支援を行なう場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受け取ることができるものとする。

3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 提供した指定介護予防支援について第13条第1項の利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第6章 指定介護予防支援の取扱

(指定介護予防支援基本的取扱方針)

第15条 指定介護予防支援は、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。

2 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第16条 指定介護予防支援の方針は、次に掲げるところによる。

一 介護予防支援業務従事者は介護予防サービス・支援計画表(1)(2)の作成に関する業務を担当する。

- 二 介護予防支援業務従事者は、介護予防サービス・支援計画表（１）（２）の作成の開始に当たっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- 三 介護予防支援業務従事者は、介護予防サービス・支援計画表（１）（２）の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定介護予防サービスまたは居宅サービス等の内容、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を続けることができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 四 介護予防支援業務従事者は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、最初に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この場合、介護予防支援業務従事者は面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 五 介護予防支援業務従事者は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案して提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画表（１）（２）の原案を作成するものとする。
- 六 介護予防支援業務従事者は、介護予防サービス・支援計画表（１）（２）の作成に当たっては、必ず主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）に対しサービス担当者会議への参加を要請し、また指導助言を求めなければならない。
- 七 介護予防支援業務従事者は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、以下この号において「担当者」という）の開催、担当者に対する照会等により、当該介護予防サービス・支援計画表（１）（２）の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 八 介護予防支援業務従事者は、介護予防サービス・支援計画表（１）（２）の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 九 介護予防支援業務従事者は、介護予防サービス・支援計画表（１）（２）作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防支援計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護予防支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十 介護予防支援業務従事者は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるものとする。
- 十一 介護予防支援業務従事者は、計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防支援サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- 十二 介護予防支援業務従事者は、介護予防サービス・支援計画表（１）（２）の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにするものとする。

十三 介護予防支援業務従事者は介護予防サービス・支援計画表（１）（２）の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のインフォーマルサービスの利用を十分考慮して介護予防支援計画上に位置付けるものとする。

十四 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

第 7 章 その他の運営に関する事項

（法定代理受領サービスに係る報告）

第 17 条 毎月、市町村等保険者（以下「保険者」という）又は兵庫県国民健康保険団体連合会に対し、介護予防支援計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出するものとする。

2 介護予防支援計画に位置付けられている基準当該介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村に対して提出するものとする。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第 18 条 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画表（１）（２）及びその実施状況に関する書類を交付する。

（利用者に関する保険者への通知）

第 19 条 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知しなければならない。

（１）正当な理由なしに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

（２）偽りその他不正の行為によって保険による給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保）

第 20 条 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、介護支援専門員その他の職員の勤務の体制は別紙のとおりとする。

2 介護予防支援業務従事者は、指定介護予防支援の業務を担当する。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 介護予防支援業務従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（設備及び備品）

第 21 条 指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えるものとする。

（職員の健康管理）

第 22 条 介護予防支援業務従事者は清潔の保持及び健康状態に留意すること。

（掲示）

第 23 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防支援業務従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持）

第 24 条 介護予防支援業務従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防支援業務従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家

族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止について)

第25条 介護予防支援業務従事者は、介護予防支援計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 介護予防支援計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防支援計画等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第26条 自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防支援計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

- 2 自ら提供した指定介護予防支援に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第27条 自らが介護予防支援計画に位置付けた指定介護予防サービスに対する苦情の、国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

- 2 指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第8章 事故発生時の対応

(事故発生時の対応)

第28条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止)

第29条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第10章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第30条 事業所毎に経理の区分をするとともに、指定介護予防支援の事業の計画とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第31条 設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備する。

- 2 介護予防支援計画、サービス担当者会議の記録その他、指定介護予防支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第32条 介護予防支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年12月1日から施行する。